

積立いきいき生活傷害保険

スーパースペシャル優等生



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保

NKSJグループ

2013年10月改定



「自信が筆に表れてますね。」



税務相談は「日本興亜ふれあいサークル*」の無料電話相談サービスをご利用いただけます。生前贈与や相続などの個人にまつわる税務全般について、専門家がお応えします。他にも介護関連相談、健康・医療相談、年金・法律相談、水まわり・鍵開け緊急サービスのメニューをご用意しております。

*詳しくは「日本興亜ふれあいサークルチラシ」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

スーパースペシャル優等生の特色

満期返れい金のお楽しみ

満期時には、満期返れい金をお支払いします。

また、積立部分の保険料を日本興亜損保が運用した結果、予定利回りを超えた場合には、満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。
※積立部分の保険料の運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いできません。

いざというときのキャッシングサービス

旅行・レジャーなど、急に資金が必要となったとき、ご契約はそのまま、キャッシングサービス（契約者貸付）が簡単な手続きで受けられます。

ただし、ご契約期間の初日から1か月未満の場合、満期日まで4か月未満の場合、または質権が設定されている場合など、ご利用いただけない場合があります。また、貸付金額は5万円以上で契約者貸付請求書に記載の範囲内の額とさせていただきます。

ケガの補償（次のような場合に保険金をお支払いします。）

自動車事故により後遺障害が生じた。



駅の改札口の内側で階段を踏み外し、骨折して入院した。



日本国内・国外を問わず、被保険者（保険の補償を受けられる方）が交通事故など^(注)によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

(注)「交通事故など」とは次の①から④までの事故をいいます。

- ① 運行中*1の交通乗用具*2に搭乗していない間に生じた次の事故
 - ・ 運行中の交通乗用具との衝突、接触など
 - ・ 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発など
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置に搭乗している間(極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。)、または乗客(入場客を含みます。)として改札口を有する交通乗用具の乗降場敷地内(改札口の内側をいいます。))にいる間に生じた偶然な事故
- ③ 道路通行中に生じた作業機械としてのみ使用されている工作用自動車*3との衝突、接触などまたは作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発など
- ④ 交通乗用具の火災

*1 交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。

*2 電車、自動車、原動機付自転車、自転車、飛行機、船舶などをいいます。

*3 各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフトなどの建築工事、土木工事などの作業の用途を持つ自動車をいいます。

- ◆「スーパースペシャル優等生」は、積立型基本特約をセットしたいいきいき生活傷害保険の貯蓄性を高めたご契約期間6年専用プランのペットネームです。
- ◆このパンフレットは、積立型基本特約をセットしたいいきいき生活傷害保険の概要を説明したものです。詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ◆ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただけますようお願いいたします。
- ◆ご契約手続きその他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

お支払いする保険金

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
(1) 交通事故傷害死亡保険金	交通事故などによってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※ただし、交通事故傷害死亡保険金のお支払いに際し、その原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした交通事故傷害後遺障害保険金がある場合は、交通事故傷害死亡保険金のご契約金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。なお、上記の場合に、死亡保険金額より既にお支払いした後遺障害保険金の額が大きいときには、死亡保険金をお支払いしません。
(2) 交通事故傷害後遺障害保険金	交通事故などによってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の4%~100%*をお支払いします。(保険年度ごとに後遺障害保険金額が限度となります。) *既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。
(3) 交通事故傷害入院保険金	交通事故などによってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、180日を限度として、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
(4) 交通事故傷害手術保険金	交通事故などによってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、所定の手術*を受けられた場合、次の算式により算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。 【お支払いする手術保険金の額】 ①入院中に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) ②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) *お支払いの対象となる手術につきましては、安心ガイド(ご契約のしおり)をご覧ください。
(5) 交通事故傷害通院保険金	交通事故などによってケガをされ通院(往診を含みます。)、し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、 <small>じんたいそんしやう</small> 靭帯損傷などのケガをされた部位(脊柱、 <small>ろっこつ</small> 肋骨、胸骨、長管骨など)を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 【ご注意】次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院 【ご注意】通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。 【ご注意】入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

- ※1 「交通事故など」の対象となる事故は、このパンフレットの表面をご覧ください。
 ※2 上記(1)から(5)までの保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。
 ※3 上記(1)交通事故傷害死亡保険金は、死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。
 ※4 ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなった場合や治療期間が長くなった場合は、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ
- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、核燃料物質の有害な特性によるケガ
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ
- 職務としての荷役作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃に直接起因するケガ

ご注意事項

- ご契約期間の途中で解約されますと、解約返れい金は多くの場合、お払い込みいただいた保険料より少ない金額になります。
- 交通事故傷害死亡保険金をお支払いした場合または同一保険年度内に発生したケガの事故により交通事故傷害後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合、ご契約は終了します。この場合には満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。
- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。保険証券は満期返れい金をお支払いする際にご提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。
- 法人のご契約者が借入金により積立型保険をご契約いただく場合には、税務上、借入金と保険料がひも付きの見合い関係にあるとされ、借入に伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、ご注意ください。
- 被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットをその方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 次の①または②のいずれかに該当する場合は、死亡保険金額について、1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。また、ケガによる死亡の補償を受けられる他の保険契約などがあるときは、合計で1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。
①被保険者がご契約期間の初日において満15歳未満の場合
②ご契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となれることについて被保険者の方の同意がないとき。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
万一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
・取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)
- ・事故受付センター 0120-250-119(受付時間:24時間×365日)
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。

税法上の取扱い(個人契約の場合) 2013年5月現在

- 満期返れい金および契約者配当金は、次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。

$$\text{一時所得金額} = (\text{満期返れい金} + \text{契約者配当金} - \text{払込保険料総額} - \text{特別控除額}) \times \frac{1}{2}$$

- * 1年間通算の一時所得全体に対して50万円です。
- ※1 上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。
- ※2 法人契約または個人事業主契約の取扱いにつきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

- お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポート室 0120-919-498
 受付時間：平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
 (12/31~1/3を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>